元気にな～れ 335

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）
～地域包括ケアシステムの構築について～

今月は 社会福祉士　畑山　賢二です

現在、日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、７５歳以上の人口割合は今後も増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、 昨年４月に介護保険制度の改定があり、国で行われていた介護事業の一部が市町村の地域支援事業へと移行し、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）として実施されることとなりました。

ここでは、今後の地域での医療、介護のあり方として、この「新しい総合事業」や、そこから構築される「地域包括ケアシステム」について、説明していきたいと思います。

●新しい総合事業と地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的支援・サービス提供体制を地域包括ケアシステムと呼び、新しい総合事業とはこれらを構築するための事業です。

団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年（平成３７年）以降は、国民の医療や介護の需要がさらなる増加が見込まれていることから、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要となってきます。

●地域包括ケアシステム構築のための「新しい総合事業」

こうしたことから、介護保険制度が見直され、保険者である市町村が実施主体となる「介護予防・日常生活支援総合事業」という、いわゆる「新しい総合事業」ができあがりました。

具体的にどうなるのか？

例 これまで介護保険事業者が、要支援認定者（１・２級）の方へ提供していた、訪問介護サービス（ヘルパーサービス）通所介護サービス（デイサービス）

① 介護保険事業者が提供するサービスについては、多様な生活支援ニーズに応えるため、利用対象者やサービス内容などが見直されます。

② 介護保険事業者に加え、地域の実情に応じて、新たにＮＰＯや地域住民がサービスの提供主体となることが可能になり、地域の支え合い体制が強化されます。

事業への移行については、受け皿の整備に一定の時間を要することも踏まえて平成29年４月までに、全ての保険者で要支援者などに対する新しい総合事業を開始することとなっております。

○新しい総合事業の課題

社会保障費の増大と介護保険料の上昇抑制、介護保険制度を持続可能なものとするため、この事業には「互助（互いに助け合うこと）」の必要性が問われております。

また、本町のような担い手を含む社会資源が不足している町村では、非常に大きな課題もあります。

○本町では３月から新しい総合事業が始まります。

本町でも今年３月から「新しい総合事業」に移行しますが、移行当初から全てのサービスを全面的に行えるものではなく、既存のサービス（訪問介護、通所介護）を主としながら、上記の課題を踏まえ、段階的に「その他生活支援サービス」も実施していくこととしております。

精神保健相談（こころの健康相談） ●日時 3月15日㈫15時～16時 ●場所 江差保健所 相談室
●申し込み 前週木曜日 午前中まで ●お問い合わせ 江差保健所 ☎５２－１０５３